



ハラスメントの 防止と解決のために

学校法人 九州学園
福岡女子短期大学 / 附属野方幼稚園

九州学園は

構成員が個人として尊重され

良好な修学、教育、研究および就労等の

機会と権利が保障されるよう努めます

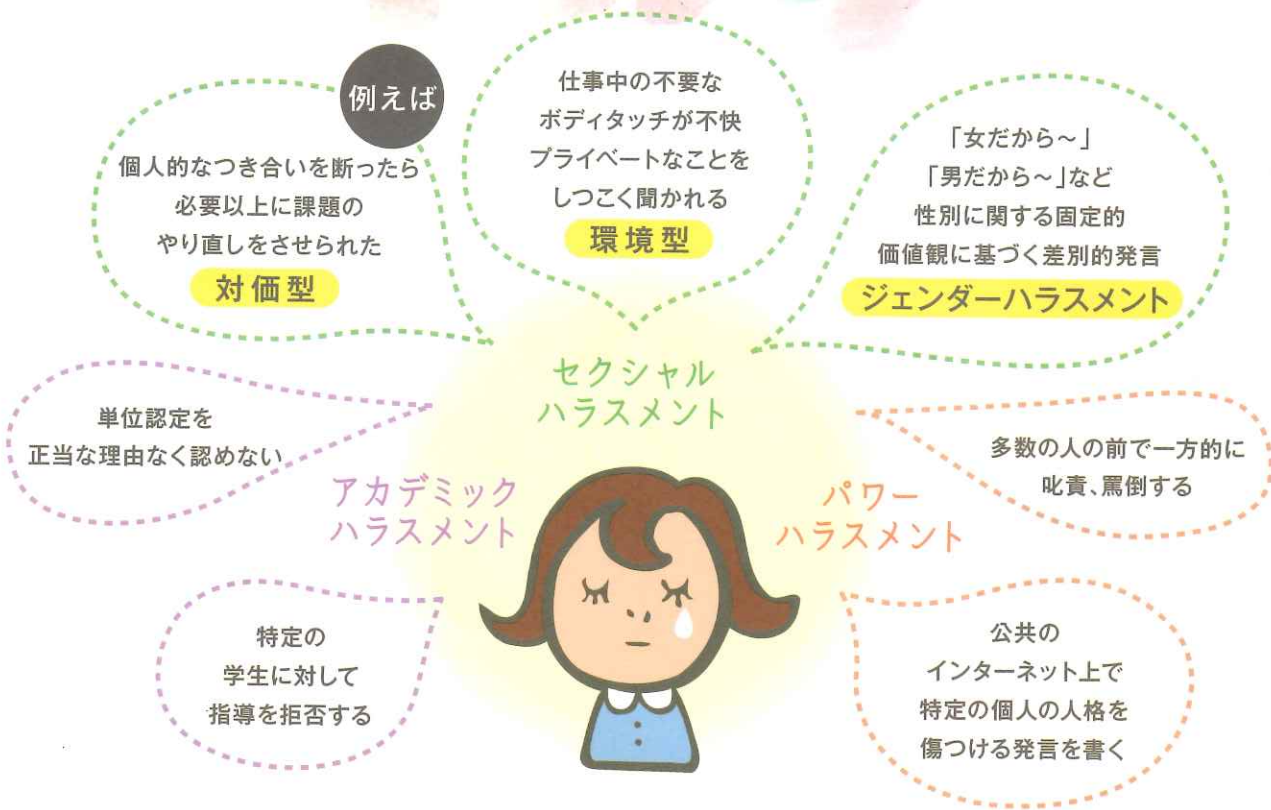
発行：学校法人 九州学園 ハラスメント防止委員会

〒818-0193 福岡県太宰府市五条四丁目16番1号

tel. 092-922-4034 (代表)

ハラスメントとは

相手の意に反する不適切な言動によって、相手に不利益や不快感を与え、教育・就労環境を悪化させることです。ハラスメントは人権侵害行為です。



ハラスメントの予防と解決に向けて

《 ハラスメントをしないために 》

個人の尊重

1人ひとりの人格
価値観を大切に
しましょう

ハラスメントについての認識

正しい知識を
持つことが
大切です

権力の自覚

自分の立場や
優位性に敏感に
なりましょう

相手への配慮

相手の健康状態や
感情への配慮を
心がけましょう



ハラスメントを受けたと思ったら

相談する

一人で抱え込まないことが大切です。
信頼できる人や相談窓口にご相談してください。

意思表示

嫌なこと、迷惑なことは、はっきり相手に
意思を伝えることが大切です。ただし、
意思表示ができなくてもあなたの
落ち度ではありません。

記録をとる

「いつ・どこで・誰から・どのようなこと
をされた」などを記録してください。



友人や知人が被害にあっていたら

相談に応じる

気づいたときは、話をよく聞いて相談に
応じてください。可能であれば、相手方
に注意を促しましょう。

相談窓口への紹介

相談窓口で相談することを勧めてくだ
さい。本人が相談できないときは、代わり
に相談することもできます。



相談者

相談



相談窓口



改善・解決

何らかの対応
介入を求める場合は
「救済申立書」を提出



ハラスメント防止委員会
相談者の救済に向けて対応
状況に応じて「調整」「調査委員会の設置」
相手方への注意・警告など